

令和 2 年 7 月 9 日

市川市長 村 越 祐 民 様

市川市特別職報酬等審議会

会 長 田 口 安 克

市川市特別職の報酬等について（報告）

本審議会は、市川市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額及び退職手当の支給率について調査審議してきた。

しかし、令和 2 年 3 月頃から我が国での感染者が急増した新型コロナウイルスの影響により、我が国経済の今後の動向や本市の将来の財政状況がこれまで調査審議した内容と大きく異なることとなり、これらの先行きを予測することも難しい。また、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除（令和 2 年 5 月 25 日）から委員の任期の満了日（令和 2 年 7 月 12 日）までの 2 か月足らずの間に、我が国経済の今後の動向等を踏まえて建議案を審議することは極めて困難である。

そこで、本審議会では「今回は建議しないことが妥当である。」との結論に達したので、報告する。

なお、審議過程及び審議内容については、別紙のとおりである。

別 紙

1 審議過程

本審議會は、昭和53年10月に常設の審議會となって以来、過去19回の建議及び1回の市長からの諮問に対する答申を行ってきた。

その間、市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料及び退職手当の決定のあり方について、その職務の特殊性に応じて定めるべきものとするを基本とし、広く民意を反映させるための研究と検討を重ねてきた。

今回の審議會は、平成30年7月に市長から本審議會委員として委嘱されて以来、7回に及ぶ慎重な審議を行った。各回の審議の概要は、次のとおりである。なお、令和2年3月と5月に開催を予定していた第8回及び第9回の会議については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止した。

第1回（平成30年7月13日開催）

- ・市川市特別職報酬等審議會の概要について

第2回（平成30年10月12日開催）

- ・議会と長その他の執行機関等との関係について
- ・特別職の職務内容について

第3回（平成30年12月21日開催）

- ・平成30年における類似都市、近隣市等の特別職報酬等の状況について
- ・平成30年人事院勧告について

第4回（平成31年3月25日開催）

- ・市川市の財政状況について
- ・ラスパイレス指数について

第5回（令和元年7月25日開催）

- ・令和元年における類似都市、近隣市等の特別職報酬等の状況について
- ・人口、財政力指数及び経常収支比率と特別職の報酬等の関係について

第6回（令和元年10月11日開催）

- ・令和元年人事院勧告について

第7回（令和2年1月10日開催）

- ・特別職の報酬等を決定する際の考え方について
- ・特別職の地域手当の支給状況について

2 審議内容

(1) 本審議会における検討の視点について

本審議会は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額及び退職手当の支給率（以下「特別職報酬額等」という。）に関する建議を行うに当たっては、これまで、県内近隣市や全国類似都市における特別職報酬額等の状況、本市の財政状況、国家公務員に対する人事院勧告の内容、社会経済情勢等を検討事項とし、また、市民の目線をもって調査審議し、建議を行ってきた。

(2) 特別職報酬額等の状況について

市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び常勤の監査委員の給料の額は、平成18年12月27日に本審議会が行った引下げの建議を受け、平成19年4月1日に改定されてから据え置かれ、教育長の給料の額は、平成27年1月26日に本審議会が行った建議を受け、平成27年4月1日に改定されている。

また、市長、副市長及び常勤の監査委員の退職手当の支給率は、平成25年8月2日に本審議会が行った引下げの建議を受け、同年9月18日に改定され、教育長の退職手当の支給率は、平成27年1月26日に本審議会が行った建議を受け、平成27年4月1日に改定されている。

なお、平成31年4月1日現在における特別職報酬額等の他団体との比較は次の表のとおりであり、近隣各市の平均額と比較した場合には、常勤の監査委員が5万円を超えて下回っているほかは、上回るか若干下回る状況にあるが、類似都市の平均額と比較した場合には、全ての職について下回っている状況にある。

- 市議会議員の議員報酬の月額並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の月額

職 名	近隣各市の平均	類似都市の平均	本 市
市 長	1,028,667 円	1,092,618 円	1,016,000 円
副市長	846,333 円	902,794 円	837,000 円
教育長	742,000 円	760,471 円	744,000 円
常勤の監査委員	678,800 円	628,227 円	621,000 円
議 長	646,111 円	738,853 円	724,000 円
副議長	597,111 円	676,941 円	652,000 円
議 員	558,000 円	628,559 円	604,000 円

- 市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の退職手当の支給額

職 名	近隣各市の平均	類似都市の平均	本 市
市 長	20,292,320 円	24,980,290 円	21,945,600 円
副市長	10,746,293 円	14,059,718 円	11,651,040 円
教育長	5,075,840 円	5,729,239 円	5,088,960 円
常勤の監査委員	5,381,568 円	5,445,254 円	4,471,200 円

- (3) 令和元年人事院勧告の概要及びこれを受けた国及び本市の動向について

本市の一般職の職員の給与は、地方公務員法第 14 条第 1 項の「情勢適応の原則」及び同法第 24 条第 2 項の「均衡の原則」に基づき、人事院が国家公務員を対象に実施している人事院勧告の内容を踏まえて改定を行ってきた。

他方、特別職報酬額等については、市議会議員並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の身分や職務の特殊性から、上記「情勢適応の原則」及び「均衡の原則」は適用されないが、従来から、特別職報酬額等の改定に当たっては、人事院勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定を考慮してきている。

人事院は、令和元年 8 月 7 日付けで一般職の国家公務員の給与について

勧告を行ったが、その中身は、民間給与との較差に基づき、同年４月１日に遡及して適用する月例給の改定であり、俸給表について、若年層に重点を置きながら俸給表の水準を平均０．１％引き上げるとともに、期末勤勉手当について、民間の支給率に見合うよう０．０５月分引き上げて年間４．５月分とし、この引上げ分については、勤務実績に応じた給与を推進するため勤勉手当に配分するほか、公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、住居手当を改定するというものである。

政府は、この勧告内容を実施するための法案を成立させたが、本市においては、令和元年１２月市議会定例会において、住居手当の改定を除く給与改定について人事院勧告等を考慮した条例改正を行い、同年１２月２４日に施行されたところである。なお、住居手当の改定については、令和２年２月市議会定例会において条例改正を行った。

(4) 我が国経済の動向について

実質ＧＤＰ成長率の推移を確認すると、平成３１年・令和元年（以下「令和元年」と総称する。）の年間成長率は０．７％となり、平成３０年の０．３％を上回った。令和元年について見ると、公需が経済を下支えする一方で、消費税率引上げに伴う一定程度の駆け込み需要の反動減や、台風や暖冬の影響等により第４四半期は民需が弱い動きとなったため、５四半期ぶりのマイナスとなっている。

次に、産業面の活動状況について経済産業省「全産業活動指数」を確認すると、令和元年第３四半期までは堅調に推移した後、令和元年第４四半期に低下に転じている。

次に、企業の景況感について、日本銀行「全国企業短観経済観測調査」の業況判断ＤＩの推移を確認すると、製造業、非製造業ともにリーマン・ショック以降、総じて回復基調が続いていたが、平成３０年以降は横ばいから低下傾向で推移している。また、製造業については特に落ち込みが大きく、令和元年の第４四半期は平成２５年以来のマイナスとなった。

このように、我が国経済の先行きについては、当面弱さが残るものの、政府の消費税増税対策等の政策の効果もあって、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意しつつも、横ばい又は緩やかな回復が続くことが期待されていた。

また、本市の財政状況は、我が国経済の緩やかな回復による市税収入の増収を背景に順調に推移し、堅実な財政運営によって、概ね健全といえる状況になると考えられていた。

(5) 結 論

本審議会は、以上の諸点を中心に、特別職報酬額等の妥当なあり方について率直な意見交換を行うとともに、慎重な審議を重ねてきた。

その後、令和元年12月に中華人民共和国湖北省武漢市に端を発し、令和2年1月15日に日本国内で初めての感染者が確認された新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）は、同年3月下旬頃から我が国の都市部を中心に感染経路不明の感染者が急増した。この事態を受けて、内閣総理大臣は、同年4月7日に、緊急事態措置を実施すべき区域を千葉県を含む7都府県とし、これを実施すべき期間を同年5月6日までとする新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発出した。その後、当該区域は全都道府県に拡大され、当該期間も同月31日までに延長された。この緊急事態宣言は同月25日に解除されたが、解除後すぐに従前の生活様式に戻るわけではなく、当分の間、新型コロナウイルスの感染に注意しながらの生活が続くことが想定される。

感染症は内外経済に甚大な影響をもたらしており、世界経済は、いわゆるリーマン・ショックを上回る可能性のある危機に直面している。これを受けて、我が国経済も大変厳しい状況に置かれている。

加えて、感染症の影響による、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の1年延期により、インバウンドを含め本年度に発現が期待されていた需要が先送りされることに加え、マインド面への影響や関連

イベント主催の地域等への影響も懸念される。

本市でも、感染症の影響による市民や市内事業者の経済的苦境を支援するため、令和2年4月に専決処分により約51億円の緊急経済対策を実施するとともに、同年5月には専決処分により約8億円の、令和2年6月定例会では約33億円の追加経済対策を実施することとした。これらの経済対策の財源の多くは、市の貯金ともいえる財政調整基金を取り崩してまかっている。さらに、我が国経済の低迷が予想される中で、本市の税収も大きく落ち込む可能性がある。これらのことは、今後の本市の財政に大きな悪影響を与える可能性がある。

このように、これまで本審議会が重ねてきた審議の前提は、特に我が国経済の今後の動向や本市の将来の財政状況の点で、大きく異なってしまっているとともに、これらの先行きを見通すことも極めて困難である。

3 総 括

- (1) 本審議会は、特別職報酬額等について率直かつ活発に意見交換を行うとともに、慎重に審議を重ねてきたが、上記2(5)に述べたように、我が国経済の今後の動向や本市の将来の財政状況の点で本審議会が重ねてきた審議の前提が大きく異なってしまったとともに、これらの先行きを見通すことは難しい状況にある。

このような状況において、緊急事態宣言の解除（令和2年5月25日）から委員の任期の満了日（同年7月12日）までの2か月足らずの間に、今後の我が国経済の動向等を踏まえて建議案を審議することは極めて困難である。

これらのことを踏まえると、大変残念なことではあるが、今回は建議しないことが妥当であるとの結論に至ったものである。

なお、今後も引き続き、他市の状況等も含め、さらに詳細な調査研究を行い、市民の意思をより反映した検討を進めていくことが必要であると考ええる。

(2) 審議の過程で、以下の意見等があったことを申し添える。

- ・ 会長を除く各委員に対し、令和２年１月に開催した第７回会議までの審議結果を踏まえた建議の方向性を尋ねたところ、次のとおり「現状維持」及び「増額改定すべき」との意見があった。

「現状維持」の主な意見

- ① 類似団体との比較では、市川市の特別職の報酬等の額は比較的高位にあり、均衡を維持している。
- ② 市川市の財政状況は比較的安定しているが、今後の不透明さもあり、現状維持が望ましい。
- ③ 昨今の我が国の経済の状況を考えると、報酬等の額は現状維持で支障がないと考える。

「増額改定すべき」の意見

市川市の特別職の報酬等の額は、近隣市と比べて年収ベースでは見劣りをしていないが、月額ベースでは見劣りをしている。これは地域手当について市長等の給料月額に相当額を上乗せせずに独立の手当としていることが主な原因である。現状では、地域手当については本審議会の審議の対象外であり、今後の審議会で特別職の職務や月額と年収のバランスについて改善を図ることができるよう課題提起をしていくことが必要であると考えます。なお、月額の改善については、最後に特別職の報酬等を改定した平成１９年から消費者物価が４％上昇していることから、同率の増額改定とする。

市川市特別職報酬等審議会

会 長 田口 安克

副会長 瀧上 信光

委 員 竹本 礼一

委 員	塚本 福二
委 員	中田 和典
委 員	大野 京子
委 員	藤井 丈
委 員	後藤 晃司
委 員	川村 延彦
委 員	芝田 康雄
委 員	松丸 陽輔
委 員	滝沢 晶次
委 員	塩田 喜美子
委 員	知久 有美
委 員	光岡 勝恵